

小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター規則

制 定 平成15年4月1日

最終改正 令和2年2月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第10条第2項の規定に基づき、本校情報科学教育研究センター（以下「情報センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 情報センターにおいては、次の各号に掲げる業務（以下「センター業務」という。）を行う。

- 一 情報センター内の施設・設備に関する管理運営及び保守に関すること。
- 二 情報ネットワークの管理運営及び保守に関すること。
- 三 情報処理及び関連技術に関する教育・研究及び助言を行うこと。
- 四 情報処理に関する外部機関との連絡・調整を行うこと。
- 五 情報処理に関連した公開講座の実施及び課外活動等の支援に関すること。

(センター長)

第3条 情報科学教育研究センター長（以下「センター長」という。）を置き、本校の専任教員のうちから校長が任命する。

2 センター長は、前条の業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第4条 情報センターの業務を円滑に行うために、情報科学教育研究センター員（以下「センター員」という。）を置く。

2 センター員は、センター長を補佐するとともに、センター業務の企画立案及びその業務の遂行に当たる。

3 センター員は、本校の教職員のうちから校長が指名する。

4 センター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター職員)

第5条 情報センター担当の技術職員（以下「センター職員」という。）を置く。

2 センター職員は、センター長の指示を受けて、センター員とともにセンター業務の遂行及び援助を行う。

(運営委員会)

第6条 情報センターの管理運営に関する事項を審議するため、情報科学教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する必要な事項は別に定める。

(情報ネットワーク室)

第7条 第2条第二号に規定する業務を円滑に行うため、情報ネットワーク室を置く。

- 2 情報ネットワーク室に室長及び主任を置き、センター員の中から校長が指名する。
- 3 情報ネットワーク室の運営について必要な事項は別に定める。

(事務)

第8条 情報センターに関する事務は、技術室第2グループが行う。

(雑則)

第9条 情報センター及び情報ネットワークの利用について、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター規程（平成9年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から、施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から、施行する。